

入札公 告 (解体工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年11月30日(木)

更生保護法人千葉県帰性会

理事長 小畠 哲夫

1 工事概要

(1) 工事名

更生保護法人千葉県帰性会解体工事

(2) 工事場所

千葉県千葉市若葉区貝塚町27番地

(3) 工事内容

取壊し鉄骨造2階延べ面積918.76m²

(4) 工期

契約締結日の翌日から令和6年3月15日まで

(5) 適用法令等

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 競争参加資格

入札説明書による。

3 入札手続等

(1) 発注者及び連絡先

更生保護法人千葉県帰性会

〒264-0023 千葉県千葉市若葉区貝塚町27番地

電話 043-231-1610

(2) 入札説明書、工事説明書及び更生保護法人競争契約入札心得(建設工事)の配布

下記ホームページに掲載

更生保護法人千葉県帰性会

ホームページ：<http://www.chibaken-kiseikai.org/>

(3) 図面等配付

入札参加希望票を提出した者に対して、メールで送信する。

送信日時 令和5年12月11日(月)午前中

(4) 設計図面に関する質疑及び回答

設計図書等に関する質疑があるときは、質疑の内容を質疑書に記入し、上記3(1)宛てに提出する。質疑に対する回答は、上記3(2)のホームページ

ージに掲示する。

- ア 質疑提出期限 令和5年12月20日（水）
イ 質疑回答日時 令和5年12月25日にメールで送信

(5) 入札及び開札

- ア 場所 上記3（1）集会室
イ 日時 令和5年12月27日（木）午前11時

4 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法(平成4年法律第51号)による。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金・履行保証

免除。ただし、前金払を受けた場合、契約保証として前金払額以上の契約保証となる担保を提供しなければならない。契約保証となる担保は保証事業会社の保証とする。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証となる担保を免除する。

(4) 支払条件

部分払1回、完了払1回とする。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 本工事の入札参加を希望する者は、入札時に工事費内訳書を提出すること。

(7) 最低制限価格の設定 有

(8) 落札者の決定方法

本入札は、開札後、落札候補者に対して競争参加資格の確認を行い、落札者を決定する事後確認型の一般競争入札とする。詳細は入札説明書による。

(9) 手続における交渉の意図の有無

無

(10) 契約書の作成の要否

要

(11) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(12) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（1）と同じ。

入札参加希望票

令和5年 月 日

更生保護法人千葉県帰性会殿

入札参加を希望する工事名	
社名 所在地 代表者	
担当者氏名 担当部署 電話番号 FAX番号 E-mail	
建設業の許可番号 有効期限 種類	
法務省又は地方自治体における競争参加資格の等級区分	法務省競争参加資格 建築一式工事 ランク

- * 1 ①建設業の許可の写し、②競争参加資格決定通知書の写し、③会社の役員構成がわかる書類、④会社の経営状態がわかるもの（直近の決算書等）を添付すること

入札説明書

更生保護法人千葉県帰性会解体工事の入札公告に基づく入札等については、
関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

令和5年11月30日

更生保護法人 千葉県帰性会
理事長 小畠 哲夫

1 公告日

令和5年11月30日

2 発注者及び連絡先

更生保護法人千葉県帰性会

〒264-0023 千葉県千葉市若葉区貝塚町27番地

電話 043-231-1610

3 工事概要

(1) 工事名

更生保護法人千葉県帰性会解体工事

(2) 工事場所

千葉県千葉市若葉区貝塚町27番地

(3) 工事内容

別添の図面及び仕様書による

(4) 工期

契約締結日の翌日から令和6年3月15日まで

(5) 適用法令等

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 本工事の業種区分において、法務省の令和5・6年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。），又は当該施設の所在地を管轄する都道府県において公共施設の建設工事競争参加資格を有すること。

- (3) 法務省の令和5・6年度における建設工事（建築一式）の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が1150点以上であること、及び千葉県内に本社もしくは本店があること。
- (4) 平成20年度以降に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造の建築物で地上2階建て以上かつ、延べ面積1,000m²以上の解体工事を元請として完成引渡しが完了した工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を入札日の翌日から14日以内に本工事に専任で配置できること。
 - ア 一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - イ 上記(4)に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
 - ウ 所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と3か月以上の雇用関係にあること。
- (6) 本工事に経常建設共同企業体として競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出する場合には、その構成員が、単体として申請書及び資料を提出していないこと（事業協同組合についても同様とする。）。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。また、地方公共団体において指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記3に示した工事に係る設計業務等の受注業者（協力事務所含む）でないこと又は当該受注業者（協力事務所含む）と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認

定を受けた者を除く。)でないこと。

- (10) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請を受けた者でないこと。

5 入札及び落札決定

(1) 入札方法等

- ア 本入札は、開札後、落札候補者に対して競争参加資格の確認を行い、落札者を決定する事後確認型の一般競争入札とする。
- イ 本入札は、予定価格の範囲内で最低価格入札者を落札候補者とする。
- ウ 入札の結果、予定価格に達した同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。
- エ 本入札では最低制限価格を設定する。最低制限価格を下回る価格により入札した者は失格とする。
- オ 入札執行回数は2回を限度とする。ただし、この限度内において落札者がないときは最低の価格の入札者から順次随意契約の相手方として見積もりさせる場合がある。
- カ 本入札は、発注者に対して紙の入札書を提出する入札方式とする。
- キ 入札参加者は、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額（1円未満の端数があるときは端数額を切り捨てた額）を加算した額をもって落札価格とするので、入札者が消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札決定等

落札候補者は、競争参加資格確認申・請書に確認資料を添えて持参により提出すること。提出された競争参加資格確認申請書及び確認資料の審査の結果、競争参加資格を満たしていることが確認できた場合は落札者とする。

また、落札候補者が、入札参加資格を満たしていない場合には、次の順位の入札者から順次確認を行い落札者を決定する。

ア 提出書類

- (ア) 競争参加資格確認申請書（第1号様式）
(イ) 工事の施工実績（第2号様式）

(ウ) 選任配置予定の技術者指名等（第3号様式）

(エ) 建設業の許可の写し

(オ) 競争参加資格決定通知書の写し

イ 提出場所

〒264-0023 千葉県千葉市若葉区貝塚町27番地

更生保護法人 千葉県帰性会

電話 043-231-1610

ウ 提出部数

1部

エ 提出期限

提出を求められた日から起算して3日以内（休祝日を除く。）

オ 提出方法

持参または郵送する（提出期限内必着。）すること

カ その他

(ア) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、入札参加資格確認申請書が提出された日から起算して3日以内（祝祭日を除く。）に書面によりその理由の説明を求めることができる。発注者は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(イ) 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

(ウ) 提出書類は、提出者の同意がある場合を除き、入札参加資格の確認以外に、無断で使用しない。

(エ) 提出書類は、返却しない。

(3) 競争参加資格を満たしていないと認めた者に対する理由の説明等競争参加資格を満たしていないと認めた者には、書面により通知する。通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して3日以内（休祝日を除く。）に、書面によりその理由の説明を求めることができる。発注者は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(4) 配置予定技術者の確認等

落札者決定後、工事実績情報システム等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確昭された場合、契約を結ばないことがある。また、長期入院、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合を除き、資料の差し替えは認められない。資料の提出期限の翌日以降において、長期入院等の特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更するときは、資格及び同種又は類似工事の施工実績について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(5) 入札の無効等

本工事の公告及び本入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札書と工事費内訳書の金額が明らかに相違する入札及び入札に関する条件に違反した入札なお、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内（かつ最低制限価格以上）の価格で、発注者の定める最低限の要求を全て満たして入札した他の者のうち、最低額入札者を落札者とすることがある。

工事説明書

令和5年11月30日

説 明 者								
立 会 者								
工事名等	工 事 名	更生保護法人千葉県帰性会 解体工事						
	工事場所	千葉県千葉市若葉区貝塚町27番地						
	工 期	契約締結日の翌日から令和7年3月15日						
事 項		記 事						
入札執行に関する事項	1 入札番(見積書)の宛先	(職 名) 更生保護法人千葉県帰性会 理事長	(氏 名) 小畠 哲夫					
	2 入札執行回数	入札回数は原則として2回を限度とするものとし、この限度内において落札者がないときは、最低の価格の入札者から順次随意契約の相手方として見積りさせることある。						
	3 そ の 他	<p>(1) 入札(見積)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号等)に抵触する行為を行ってはならない。</p> <p>(2) 落札決定(決定)に当たっては、入札委(見積書)に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格(決定価格)とするので、入札者(見積者)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書(見積書)に記載するものとする。</p>						
	1 支 払 条 件	前金払	無	部分払	有(1回以内)	一部完成払	無	
契約条件に関する事項	契約の保証	免除 落札者(随意契約の相手方)は、工事請負契約書案の提出とともに、次の各号に掲げるいずれかの書類を提出しなければならない。 一 債務不履行による損害金の支払いを保証する銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法4号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証に係る保証書及び保証書提出書 二 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券に係る証券及び保険証券・保証証券提出書 三 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券及び保険証券・ 保証証券提出書 (2)(1)の規定にかかわらず、落札者(随意契約の相手方)が共同企業体である場合は契約の保証を免除する。						
	2	(1)債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約(かし担保特約を付したものに限る。)に係る証券及び保険証券、保証証券提出書を提出しなければならない。 (2)(1)の規定にかかわらず、落札者(随意契約の相手方)が共同企業体である場合は契約の保証を免除する。						
	3 火 灾 保 険 その他の保険	工事物件に関する保険 第三者の身体及び財物損害に関する保険	(1) 加入の要否	要				
			(2) 種類等	ア 種 類 建設工事保険 イ 範 囲 工事目的物・工事仮設物・工事材料 ただし基礎工事を含む ウ 危 険 担 保 風水災害危険は担保 地震危険及び地震火災危険は不担保 エ 保 険 契 約 の 締 結 時 期 契約締結の日から14日以内 オ 保 険 期 間 始期 工事着工予定日 終期 工事目的物引渡予定日 カ 金 額 請負代金額から基礎工事相当額を減じた額				

4	指定部分の有無	無
5	設計変更に伴う措置	<p>(1) 設計表示単位に満たない設計変更は契約変更の対象としない。</p> <p>(2) 一式工事については、設計図書において、設計条件又は施工方法を明示したもので当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、原則として契約変更の対象としない。</p> <p>(3) 軽微な設計変更に伴う契約変更は、工期の末に行う場合がある。</p> <p>(4) 部分払の対象となる出来高には、出来形部分検査日以降において設計変更により工事量・単価又は一式工事費の変更が予定されるものを含まない。</p>
6	仮設物の残置	
7	工事着手時期	契約締結の日から14日以内
8	契約関係提出書類の書式	原則として支出担当者が定める書式による。
9	賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更	<p>(1) 発注者又は請負者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認めたときは相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。この請求は、残工事の工期が2月以上ある場合に行うことができる。</p> <p>(2) (1)の請求があったときは、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち変動前残工事代金の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。</p> <p>この場合の変動前残工事代金額の算定の基礎となる請求時の出来形部分の確認については、請求のあった日から起算して、14日以内で発注者が請負者と協議して定める日ににおいて、監督員に確認させるものとする。なお、請負者の責により遅延していると認められる工事量は、請求時の出来形部分に含めるものとする。</p>
10	不可抗力による損害	工事目的物の引渡し前に、天災等で発注者又は請負者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害が生じ、発注者が調査を行い確認した損害について請負者から費用の負担の請求があったときは、その損害額及び損害の取扱いに要する費用の合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額について発注者が負担する。この場合の請負代金額とは、損害を負担する時点における請負代金額をいうものとする。なお、1回の損害額が当初の請負代金額1000分の5の額にの額が20万円を超えるときは20万円)に満たない場合は、0円として取扱う。
負担金等に関する事項		入札金額又は見積金額に含める工事に要する負担金等は次のとおりである。 無
その他必要と認め る事項	関連工事の調整	分離発注による工事の場合には、各請負者が協力して円滑に工事の施工を行うこと。
	その他の 事項	「建設産業における生産システム合理化指針」に定める事項を遵守すること。 建設業退職歟共済制度等に加入する場合は、被共済者に共済手帳を確実に交付し、共済証紙を適切に購入及び貼付する等制度の履行確保を徹底すること。また、発注者用掛金収納書を提出すること。
図面及び仕様書 に関する事項	別紙のとおり(「建般リサイクル法に関する箇項」等の添付	
現場の状況に に関する事項		

更生保護法人競争契約入札心得（解体工事）

（目的）

第1条 法務省所管更生保護法人の工事又は業務の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取り扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）その他関係法令等に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（競争参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、令第70条及び第71条の規定に該当しない者であって、更生保護法人千葉県帰性会等が競争に付す都度別に定める資格を有する者とする。

（入札等）

第3条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案等の更生保護法人千葉県帰性会等が示す書類（以下「入札関係書類」という。）及び現場等を熟観の上、入札しなければならない。この場合において、入札関係書類及び現場等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札参加者は、入札書（第1号様式）を作成し、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、氏名、入札件名及び開札日時を表記し、公告、公示又は指名通知書に示した方法により、入札書の提出期限までに、提出しなければならない。（郵送による場合は、公告、公示又は指名通知書に示した日付までに郵送投函しなければならない。）
- 3 入札参加者は、代理人に入札させときは、その委任状を持参させなければならない。
- 4 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 5 入札参加者は、令第71条第1項に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 6 入札者は、いったん提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることにより申し出るものとする。
 - 一 入札執行前にあっては、入札辞退届（第2号様式）を更生保護法人に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着したものに限る。）して行う。
 - 二 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由にして以後の指名等について不利益な取り扱いを受けない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書その他更生保護法人に提出する書類（以下「入札書等」という。）について、いかなるキヤウトも行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格又は入札書等を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取りやめことがある。

(開札)

第7条 開札は、公告、公示又は指名通知書に示した場所及び日時に、入札者の面前において行う。この場合において、入札者で開札の場所に出席しない者があるときは、入札事務に關係のない職員を開札に立ち会わせる。

(入札の無効)

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- 一 競争に参加する資格の有しない者のした入札
- 二 委任状を提出しない代理人のした入札
- 三 所定の入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札
- 四 記名を欠く入札
- 五 金額を訂正した入札

八 その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第9条 契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をし、かつ競争参加資格のある者を落札者とする。

(再度入札)

第10条 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。

(入札が不調となった場合の措置)

第12条 入札を行っても入札者がないとき、又は再度の入札を行っても落札者がないときは、再度公告、公示又は通知により改めて入札に付すか、又は最低の価格の入

札者から順次随意契約の相手方として見積りさせることがある。

2 前項の随意契約による場合においては、契約保証及び履行期限を除くほか、最初の競争に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更しない。

(契約保証)

第13条 契約保証は免除する。ただし、前金払を受けた場合、契約保証として前金払額以上の契約保証となる担保を提供しなければならない。

2 落札者は、前項の規定により契約保証となる担保を提供するときは、次のとおりとしなければならない。

契約保証となる担保の提供

銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律 第184号)第2号第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)による保証を証する書面に保証書提出書を添えて、更生保護法人等に提出する。

3 落札者は、第1項の場合において、その理由が履行保証保険契約を締結したことによるときは、当該契約に係る保険証券を更生保護法人に提出するも(契約書等の提出)

第14条 落札者は、契約書を作成する場合においては、更生保護法人等から交付された契約書の案に記名の上、落札決定の日から7日以内に、これを更生保護法人等に提出しなければならない。ただし、更生保護法人等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(入札保証免除の場合に落札者が契約を結ばないときの措置)

第15条 入札保証の全部又は一部の納付を免除された場合(免除された理由が入札保証保険を締結したことによる場合を除く。)に落札者が契約を結ばないときは、損害賠償の請求を受けることがある。

(異議の申し立て)

第16条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として意義を申し立てることはできない。

(その他)

第17条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に規定する書類等の依頼があった場合はすみやかに提出すること。